

平成26年（行ウ）第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函 館 市

被告 国 ほか1名

準備書面（53）

（能登半島地震の被害を受けて、避難計画の策定が不可能であること）

2024（令和6）年2月13日

（次回期日2月26日）

東京地方裁判所 民事第3部合議A①係 御中

原告訴訟代理人弁護士 河 合 弘 之
外

本書面では、2024年1月1日に発生した能登半島地震（以下「令和6年能登半島地震」という。）による被害状況を受けて、原告において実効性ある避難計画の策定及びこれを実行し得る体制を整備することはおよそ不可能であること、したがって、本件原発の稼働により原告の存立維持権が侵害されることを主張する。

目次

第1 令和6年能登半島地震の被害概要	3
1 マグニチュード7.6、最大震度7	3
2 石川県能登半島地震の震度	3
3 人的被害、物的被害	4

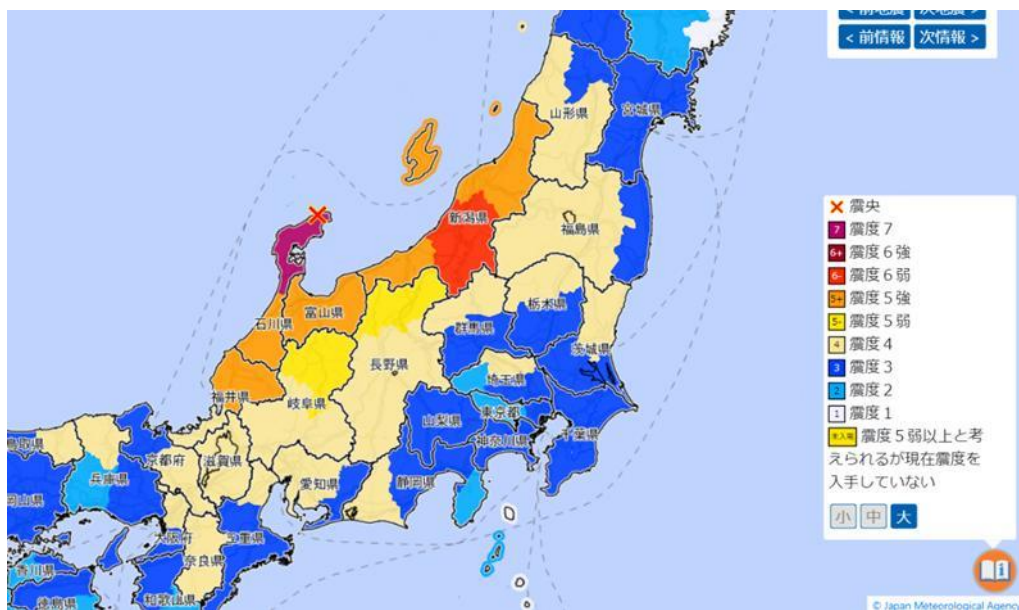
(1) 死者、負傷者	4
(2) 建物被害—珠洲市長「建っている家がほとんどない」	4
(3) 避難者	5
(4) 孤立集落	5
4 原発事故が重なると	5
第2 地震時に自宅での屋内退避は不可能	7
1 建物の倒壊、損傷	7
(1) 建物の倒壊、損傷の状況	7
ア 石川県志賀町—4 5 3 5 棟	7
イ 石川県穴水町—2 0 6 3 棟	8
ウ 石川県輪島市—1 8 8 6 棟、ビルの倒壊、火災	8
エ 石川県珠洲市—4 8 5 2 棟	13
オ 石川県金沢市—斜面の崩落	14
(2) 2週間以上経っても家屋被害の全容は把握できなかった	14
2 屋内における揺れの影響等	15
(1) 複数回の強い揺れ	15
(2) 揺れによる屋内の影響—食器や本の落下、棚の転倒、扉の閉止等	15
3 原子力災害対策指針の欠落—地震時には自宅での屋内退避は実行不可能 .	17
4 原告においても UPZ の段階的避難は不可能である	18
第3 道路の損壊、寸断	19
1 能登の大動脈—国道249号線	19
2 道路の損壊状況	20
(1) 石川県珠洲市	21
(2) 石川県輪島市	22
(3) 石川県穴水町	22
(4) 内灘町	24

3	避難できない、救助できない	24
4	復旧に時間がかかるー週間経っても復旧していない	25
5	本件原発における避難・救助はより困難である	26
第4	結語	27

第1 令和6年能登半島地震の被害概要

1 マグニチュード7.6、最大震度7

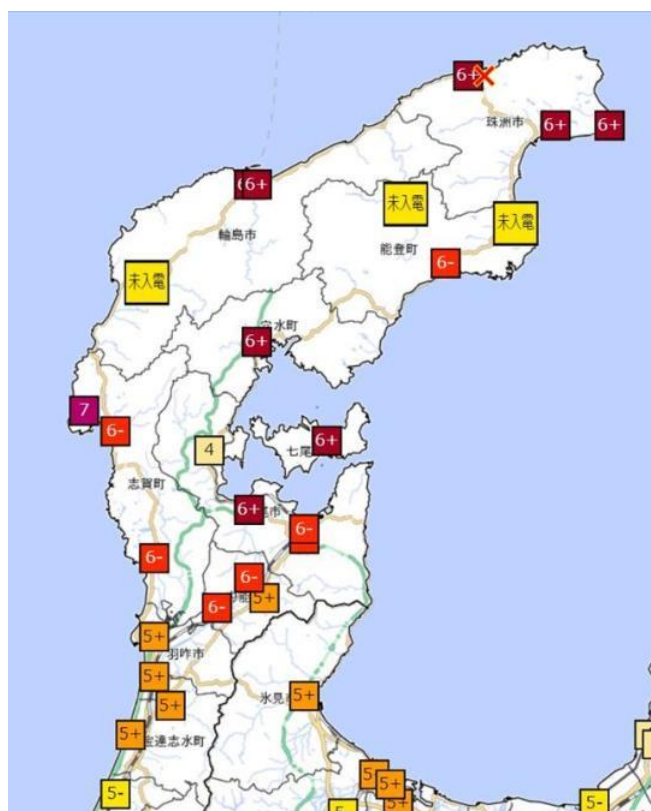
2024年1月1日16時10分頃に能登半島を中心とするマグニチュード7.6の強い揺れが観測され、石川県羽咋郡志賀町で最大震度7が観測された（令和6年能登半島地震）。その後も、強い揺れが繰り返し襲っている。



(甲F144・気象庁)

2 石川県能登半島地震の震度

石川県では、震度7が志賀町、震度6強が七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町、震度6弱が中能登町、能登町、震度5強が金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町で観測された（甲F146）。



(甲 F 1 4 5)

3 人的被害、物的被害

(1) 死者、負傷者

同地震から29日後の1月29日時点で、石川県の発表によると、死者238名、うち震災関連死者15名、負傷者1179名にのぼる(甲F163)。1月29日時点でも、輪島市は行方不明者を「確認中」であり、全容は把握できていない(甲F163)。

(2) 建物被害—珠洲市長「建っている家がほとんどない」

建物被害は、1月17日時点で石川県が把握しているだけでも2,495棟が被害を受けたことが判明した(甲F164)。輪島市や珠洲市、能登町は、家屋の損壊について「多数」であるものの棟数の把握はできていなかった(甲F164)。地震から17日経っても被害を把握できないほどの甚大な被害である。

その後、1月29日時点で石川県では44,386棟が被害を受けたことが判明している（甲F163）

珠洲市の泉谷満寿裕市長は、1月2日、福井県の災害対策本部会議で、「市内の6000世帯のうち9割が全壊またはほぼ全壊だ」「壊滅的な被害。建っている家がほとんどない。道路が寸断されており、支援物資を届けるのが困難だ」と述べ、壊滅的な被害を訴えている（甲F147）。

(3) 避難者

避難者数は、1月4日時点で34,173名にのぼった（甲F148）。その後、地震発生から10日経過した1月10日時点で25,770名（甲F149・スライド5）、1月13日時点でも21,408名にのぼる（甲F150・スライド5）。

(4) 孤立集落

同地震による道路の損傷等によって、孤立集落¹が多数発生している。孤立集落の住民は、1月11日時点で22地区3,124名にのぼる（甲F149・スライド2）。

4 原発事故が重なると

- (1) これらの被害に照らせば、地震による原発事故が起きた場合、住民らは、家屋の倒壊や度重なる強い揺れのために屋内退避をすることもできず、避難経路の寸断のために避難することもできず、救助

¹ 孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車での通行可能かどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態となっている集落。

- 地震、風水害に伴う土砂災害等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- 地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷
- 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積

や支援物資・医療を受けられずに孤立し、放射性物質が漂う屋外で被ばくを強いられることになる。避難することもできないため、安定ヨウ素剤の配布も受けられず、安定ヨウ素剤を適時に服用することもできない。

つまり、原子力災害対策指針（甲F165）の定める、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の配布・服用のいずれも、地震による原発事故時において実行できない。

これは原子力災害対策指針、それに基づく本件避難計画が、地震による原発事故を想定していないことの証左である。

- (2) 今回の令和6年能登半島地震の破壊開始点の至近にある、石川県珠洲市高屋地区、寺屋地区には、珠洲原発の建設計画があった。1976年、関西電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社の3社が珠洲原発の計画を公表したものの、住民らの長年にわたる根強い反対によって、2003年ようやく建設計画は凍結された。

もし珠洲原発が、計画どおり建設され、運転されていたら、今回の能登半島地震によって、原発は破壊され、大量の放射性物質が放出され、住民らは、屋内退避も避難もできないまま、放射性物質から身を守る行動をとれず、大量の被ばくを強いられたと考えられる。



(甲 F 1 6 7)

(3) 以下では、令和6年能登半島地震の被害を受けて、原告において実効性ある避難計画の策定及びこれを実行し得る体制を整備することはおよそ不可能であること、したがって、本件原発の稼働により原告の存立維持権が侵害されることを主張する。

第2 地震時に自宅での屋内退避は不可能

令和6年能登半島地震による被害に照らして、原子力災害対策指針の定める自宅での屋内退避（甲 F 1 6 5・6 9 頁）は不可能であることを以下述べる。

1 建物の倒壊、損傷

(1) 建物の倒壊、損傷の状況

ア 石川県志賀町—4 5 3 5 棟

震度7が観測された石川県志賀町では、1月29日時点で、全壊・半壊・一部破損の棟数は4 5 3 5 棟である（甲 F 1 6 3）。

震度7を観測した石川県志賀町の揺れの最大加速度が2 8 2 6 ガルを記録し、2 0 1 1 年の東日本大震災で震度7だった宮城県栗原市の2 9 3 4 ガルに匹敵する大きさだった（甲 F 1 5 1）。



(甲 F 1 5 1)

イ 石川県穴水町—2063棟

震度6強を観測した石川県穴水町では、1月29日時点で、全壊・半壊・一部破損の棟数は2063棟である(甲F163)。



(甲 F 1 5 2 ・ 1 月 5 日 石 川 県 穴 水 町)

ウ 石川県輪島市—1886棟、ビルの倒壊、火災

(ア) 震度6強を観測した石川県輪島市では、1月17日時点で損壊棟数は把握できていなかったところ、1月29日時点では1886棟が被害を受けたことが判明している(甲F163)。



(甲 F 1 6 6)



(甲 F 1 6 6)

輪島市は、破壊開始点となった珠洲市から約 33 km に位置していることに照らすと、原発からおよそ 30 km 圏である U P Z の地域でも、原発事故を起こすような大地震が起きた場合に家屋が多数倒壊し、屋内退避などできない事態に陥るといえる。

同輪島市では 7 階建てビルが根元から横倒しになった。同ビルは倒壊する際に近くの建物を押しつぶし、付近にいた 4 名が巻き

込まれた（甲F153、甲F154）。



（甲F153・毎日新聞）

同ビルの調査をした東京電機大学の安田進名誉教授（地盤工学）と石川敬祐准教授（地盤工学）によると、同ビルは建物から固い地盤に杭を打ち込んで建物を支える「杭基礎」があるところ、揺れによって地面と建物との接合部で杭の頭が破断されたり、抜けたりしたものと推測されている（甲F155）。安田名誉教授は「液状化などで杭が曲がることはよくあるが、破断や抜けで建物が倒れたというのは見たことがなく、非常に驚いた。震源断層から近かったことで、設計したときの想定をはるかに上回る揺れに襲われた証拠だ」と述べている（甲F155）。



(甲 F 1 5 2)

(イ) 石川県輪島市の朝市通りでは、1日に、地震による大規模な火災が発生し、焼けた建物は約200棟に上った。国土地理院によると、約4万8000平方メートルが焼けたと推定される。これは東京ドームの広さ(約4万7000平方メートル)を上回る面積である(甲F156)。



(甲 F 1 5 6)

現地を調査した地震火災に詳しい東京大学の廣井悠教授によると、輪島市では震度6強の揺れを観測したあと、大津波警報が発表されたことで、住民らが避難を余儀なくされたため、初期消火が十

分に行えなかったこと、さらに、地震によって断水も発生した影響で、消火栓が使えなかったほか、防火水槽（火災が発生した時に消火に用いるための水を貯めておくための消防水利）も電柱が倒れて取水できず、消火用の水が十分に確保できなかったことを指摘している。つまり、火災発生後の初期消火が遅れたことが、被害を拡大させたのである（甲F156）。

さらに、火災を拡大させた要因について、廣井教授は、この周辺はプロパンガスを使っている地域で、火災によってガスボンベが爆発し、大規模な火災につながったこと、また朝市周辺は古い木造住宅が多く建物が密集する、いわゆる「木造密集市街地」であったというのが大きな原因と指摘している（甲F156）。



（甲F152・1月2日撮影、輪島市の火災現場）



(甲 F 1 5 2 ・ 1 月 2 日 撮 影、 輪 島 市 の 火 災 現 場)

エ 石川県珠洲市—4852棟

震度6強を観測した珠洲市でも、輪島市と同様に損壊棟数をなかなか把握できなかった。1月29日時点では4852棟が被害を受けていることが判明している。

珠洲市の泉谷市長は、上述のとおり、「市内の6000世帯のうち9割が全壊またはほぼ全壊だ」「壊滅的な被害。建っている家がほとんどない。」等と甚大な被害を訴えている。



(甲 F 1 5 2 ・ 珠 洲 市)

地震で全壊し、津波の被害も受けた自宅から布団などを運び出す中島孝之さんは、「命が助かっただけでもありがたいが、先が

見えない。」「この出来事がまだ信じられない。」等と述べている

(甲 F 1 5 2)。



(甲 F 1 5 2 ・ 珠 洲 市)

オ 石川県金沢市—斜面の崩落

震度 5 強が観測された石川県金沢市では、地震による斜面の崩落に住宅も巻き込まれた (下写真参照)。



(甲 F 1 5 2 ・ 金 沢 市)

(2) 2 週間以上経っても家屋被害の全容は把握できなかった

これらは被害のごく一部である。輪島市、珠洲市、能登町は、地震発生から 2 週間以上経過しても被害棟数を把握できなかったの

であり、それだけ甚大な被害を受けていることが分かる。

2 屋内における揺れの影響等

(1) 複数回の強い揺れ

令和6年能登半島地震は、発生当日から6日間で震度5強以上に限っても9回もの強い揺れが繰り返し襲っている。

(2) 揺れによる屋内の影響—食器や本の落下、棚の転倒、扉の閉止等

住民らは、強い揺れが何度も襲ってくる中で、また今後いつ強い揺れが襲ってくるかを予測できない中で、屋内退避をすることはできない。以下述べる。

ア 震度5強の場合、屋内ではどのような影響が出るかについて、気象庁によると、「物につかまらなると歩くことが難しい。」「棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。」「固定していない家具が倒れることがある。」とあり、歩行が難しく、落下物や家具の転倒によって、屋内に留まることが危険な揺れである（甲F157）。

イ 震度6弱の場合、「立っていることが困難になる」「固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。」「壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。」「耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。」とされている（甲F157）。

このように震度6弱の場合も、家具の転倒、ドアの閉鎖、壁のタイルや窓ガラスの破損、落下、建物の傾きや倒壊によって、屋内での怪我、建物の下敷きになる恐れ、屋内から屋外へ脱出する経路が閉ざされる恐れがあり、やはり屋内に留まることが危険で

ある。

ウ 震度 6 強の場合、「はわないと動くことができない。飛ばされることもある。」「固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。」「耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。」「大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。」とされている（甲 F 1 5 7）。

このように震度 6 強の場合も、家具や建物の下敷きになる恐れがあり、やはり屋内に留まることは危険である（甲 F 1 5 7）。さらに、地すべりや山体崩壊によって、自宅建物が押しつぶされたり、当該地域外へ避難するルートが寸断される恐れもあることから、自宅での屋内退避をすることによって避難できなくなる恐れもある。

エ 震度 7 の場合、「耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。」「耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。」「耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。」とあり、一刻も早く屋外に避難すべきであり、屋内に退避することなどできない大きな揺れである（甲 F 1 5 7）。

このように震度 7 の場合も、家屋の倒壊によって自宅での屋内退避はできない。

オ このような強い揺れが、繰り返し襲ってくる中で、また今後いつ何時揺れが襲ってくるか分からない状態で、自宅内で屋内退避をすることは、不可能である。屋内退避をすることは、かえって生命、身体を危険に晒す行為である。

3 原子力災害対策指針の欠落—地震時には自宅での屋内退避は実行不可能

- (1) 原告は、上述のとおり、地震によって家屋が倒壊、損壊している場合や、地震による複数回の揺れが襲ってくる場合、自宅で住民らに屋内退避をさせることができない。

しかし、原子力災害対策指針では、「UPZにおいては、段階的な避難や OIL に基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。」(甲 F 1 6 5・6 9 頁) と定めるのみで、地震によって家屋が倒壊、損傷した場合や、地震による複数回の揺れが襲ってくる場合についての規定はない。原告は、放射性物質が拡散する中で、自宅での屋内退避ができない場合に、どこへ、どのような方法で住民らを避難させればよいのか不明である。

- (2) そもそも原発事故を起こすような大地震の場合に自宅での屋内退避ができないことは常識に照らしても明らかであったし、2016年4月に発生した熊本地震でも既に明らかになっていた。

それにもかかわらず、現在まで、地震による原発事故時における自宅での屋内退避をするとの規定を改めていないことは、原子力災害対策指針の重大な欠陥であり、欠落である。

- (3) また、地震による原発事故時における自宅での屋内退避は、住民らの生命、身体を危険に晒すものである。

これは、原子力災害対策指針が目的とする「国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要」(甲 F 1 6 5・1 頁) に反し、また、その目的を達成するために「住民の視点に立った防災計画を策定すること」(甲 F 1 6 5・1 頁) にも反している。

- (4) さらに、原子力災害対策指針は、「国会、政府、民間の各事故調査委員会による各報告書の中においても多くの問題点が指摘され、住

民等の視点を踏まえた対応の欠如、複合災害や過酷事象への対策を含む教育・訓練の不足、…等に関する見直しについても多数の提言がされた。」とし（甲F165・2頁）、「本指針は、…前記の各事故調査委員会からの報告等を考慮した上で定めたものである。」（甲F165・2頁）としている。

「複合災害」を考慮しなければならないとの提言を受けていながら、地震による原発事故（複合災害）の場合の避難計画に係る「具体的規定」を欠いており、福島第一原発事故の教訓すらも踏まえていない重大な欠陥がある。

- (5) 原子力規制委員会の山中伸介委員長は、1月10日、「屋内退避ができないような状況が発生したのは事実でございます。」と認めている（甲F159）。

自宅での屋内退避を定める原子力災害対策指針の欠落は明らかである。

4 原告においてもUPZの段階的避難は不可能である

準備書面（44）において主張したとおり、原告の一部地域は本件原発から30キロのいわゆるUPZ圏内である。そして、原子力災害対策指針によれば、UPZ圏内の住民は、原発が全面緊急事態に至った場合でもまずは屋内退避をするものとされ、5キロ圏内のPAZの住民が先行して避難を行った後に指示を待って退避するという、いわゆる「段階的避難」を行うこととされている。

しかし、屋内退避が不可能になり得ることは、令和6年能登半島地震により明確となった。これは、原告においても同じである。したがって、原告は、令和6年能登半島地震のような規模の地震が発生し、これに伴い原子力災害が発生して、住民を避難させなければ

ならない事態となった場合、家屋の倒壊が起きていれば住民に屋内退避を求めることはできない。また、後述するように道路の寸断が生じていれば住民を避難させることもできない。

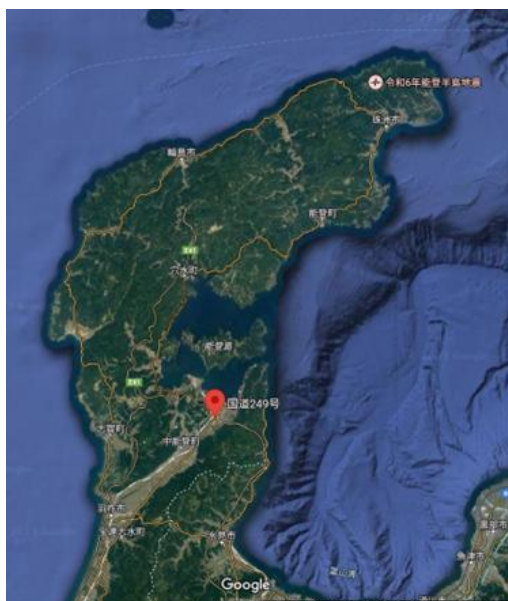
屋内退避が非現実的であることは、今回津波警報が出されたことから明らかだ。津波警報が出た場合、函館市からは避難指示を発令することとなり、地域によっては高台への避難が基本となる。屋内退避という原子力災害対策指針の原則と完全に矛盾している。

以上の点から、いかに備えたとしても、令和6年能登半島地震のような規模の自然災害と、原子力災害が複合的に起こることに対して、実効性ある避難計画を策定することは不可能であり、これを実行できる体制を整備することも不可能である。

第3 道路の損壊、寸断

1 能登の大動脈—国道249号線

- (1) 能登半島沿岸部を走る国道249号線は、能登の大動脈と呼ばれ、能登半島唯一の国道であり、生活に不可欠な道路である。



(Google map 能登半島 オレンジ色の線が国道249号線)

(2) 令和6年能登半島地震では、半島唯一の国道が複数箇所で損壊し、避難経路を寸断し、外からの救助や救援物資の輸送などを阻んでいる。

国土交通省によると、国道249号線の緊急復旧に着手したのが1月4日で、地震発生から4日後である（甲F160）。国土交通省作成の下図（1月8日時点（甲F160））によると、珠洲市の沿岸部を走る国道249号線は被災箇所が多数であり、地震発生から約1週間経っても唯一の国道の復旧が全くできていない。また、下図の輪島市と珠洲市をみると、孤立集落（赤色の丸印及び黒色の丸印）が多数発生し、解消されていないことが分かる。



(甲F160・1月8日時点)

2 道路の損壊状況

道路の損壊状況について、各地で土砂災害や道路の陥没などが発生

している。

(1) 石川県珠洲市

珠洲市では、能登の大動脈といわれている国道249号線が土砂崩れにより寸断されている（甲F158）。



(甲F158・珠洲市、1月3日・国道249号線が寸断)

また、地震によって道路に設置されているマンホールが突き出てしまい、通行できない状況も発生している（甲F152・下の写真）。



(甲F152・石川県珠洲市・地震によって突き出たマンホール)

(2) 石川県輪島市

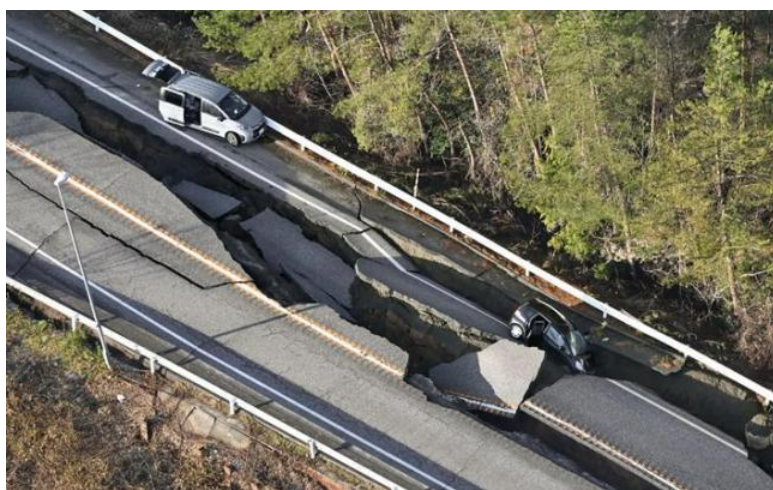
石川県輪島市では、道路が陥没、損壊し、電柱が道路に向けて傾き、電線が道路上まで降りてくるなど、到底通行することはできない状況が発生した（甲F152・下の写真）。



（甲F152・輪島市・国道247号線）

(3) 石川県穴水町

石川県穴水町でも、道路が大きく広範囲に陥没する被害が発生しており、通行不能である（甲F152・下の写真）。



（甲F152・石川県穴水町）

同町では、道路の陥没に車両が落ち込んでしまった事態も発生している（甲F152・下の写真）。



（甲F152・石川県穴水町）

救助等のために被災地へ向かう車両が渋滞している（甲F152・下の写真）。



（甲F152・1月6日撮影、石川県穴水町）

降雪によって、道路の損傷個所が雪に覆われてしまい、通行時に損傷個所に気づきにくくなっている。



(甲 F 1 6 6)

(4) 内灘町

震度 5 弱を観測した内灘町^{うちなだ}では、道路が圧縮されたような隆起が確認された（下写真）。



(甲 F 1 6 6)

3 避難できない、救助できない

(1) 能登半島唯一の国道 2 4 9 号線の複数箇所での損壊によって、住

民らは避難経路が寸断され、避難できない状態に陥った。上述のとおり、孤立集落の住民は、1月11日時点で22地区3,124名にのぼる（甲F149・スライド2）。

- (2) 他方、救助活動に向かう警察、自衛隊らも、道路の損壊のために、被災地へ入ることができない状態に陥った。

福井県警の第一陣として救助活動に出発した機動隊員は、道路の隆起と陥没で救助活動が困難に陥ったと述べている（甲F161）。同県警機動隊は、1日午後8時に福井県を出発し、七尾市、穴水町を經由して、22時間後の2日午後6時ごろ石川県輪島市に到着した（甲F161）。被災地に到着するまでに長時間を要した原因は、地割れが多数発生していて、車両の通行が制限され、機動隊が用いた中型車が通行困難な箇所や通行が制限された場所があったことにある（甲F161）。

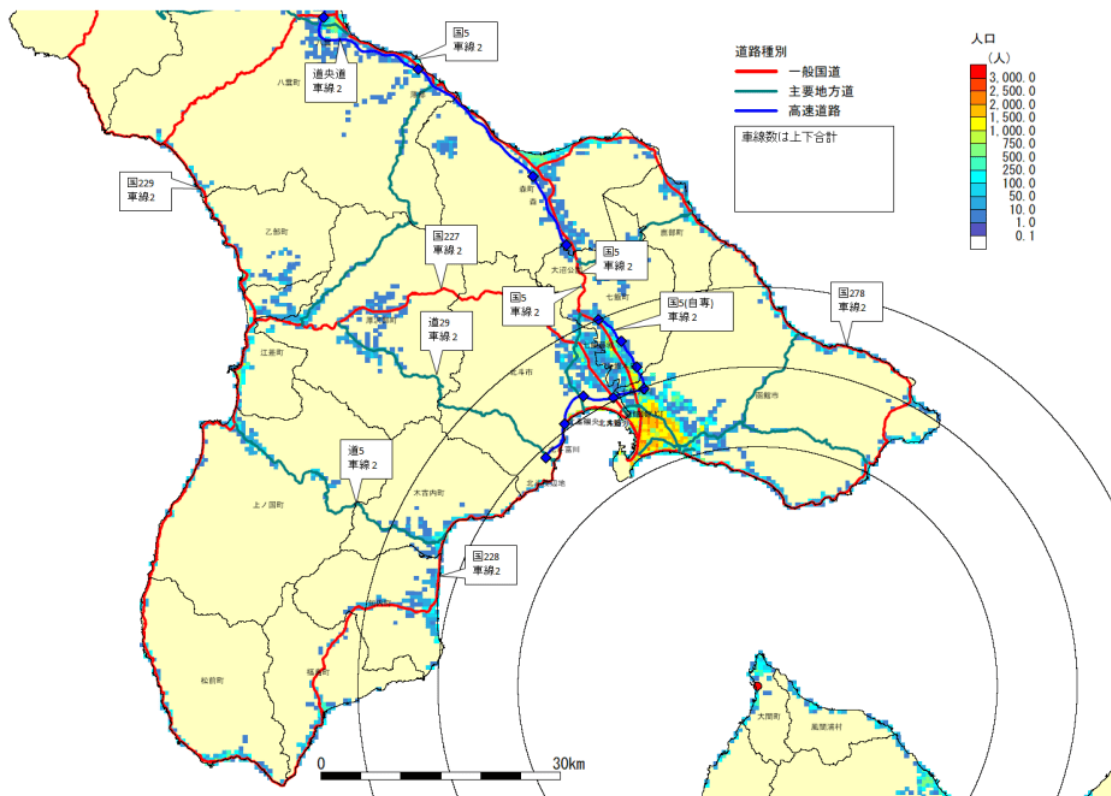
4 復旧に時間がかかる――週間経っても復旧していない

上述のとおり、国道249号線の緊急復旧に着手したのが1月4日で、地震発生から4日後である（甲F160）。地震発生から約1週間の1月8日時点でも、珠洲市の沿岸部を走る国道249号線は被災箇所が多数であり、唯一の国道の復旧が全くできていない。国土交通省は、国道249号線そのものの復旧とは別に、内陸からの櫛の歯状の経路を通す復旧に着手しているものの、1月8日時点でも多数の損壊が発生している珠洲市の沿岸部を走る国道249号線に到達できている箇所（緑色の星印）はわずかである（甲F160）。

5 本件原発における避難・救助はより困難である

本件原発において原子力災害が発生し全面緊急事態に至った等により、原告の住民に避難や一時移転が強いられる事態となった場合、準備書面（22）及び準備書面（44）においても主張したとおり、原告函館市の人口の多くが集中している旧函館市地区については、相対的に大間原発に近づく方向の避難は現実的ではないことから、下記図に示す国道5号線一般道及び函館新道（高速道路）で北方向に向かう経路が主となる。

国道228号線で南下することは大間原発から遠ざかることにならないので現実的ではない。また、国道278号線で北上するルートは函館市東部地区（旧戸井町、旧恵山町、旧榎法華村、旧南茅部町）の住民にとっては選択肢となり得るが、海沿いであるため津波の恐れがある場合には通行することができない（甲F138）。



函館市および周辺自治体の道路状況（上岡直見氏作成、甲F41より引用）

このように、原告が住民を避難させ原告を救助するための経路は極めて限定されているため、道路の通行に何ら障害がなかった場合であっても渋滞が発生することが予想され、1キロあたり100台前後の車両が並ぶこと、札幌まで50～60時間を要することが予想されている（甲F41）。

このような特性を有する地域である原告函館市において、令和6年能登半島地震のような規模の地震が発生し、道路の損壊等により道路の寸断が生じた場合、家屋倒壊の恐れがあるため原告は住民に屋内退避を求めることはできず、同時に道路が寸断されているため住民を安全な地域へ避難させることもできない。そのため、原告は住民を放射性物質が漂う地域に留まり被ばくすることを強いることになりかねないが、これに備えて実効性ある避難を行うための避難計画を策定すること自体がおよそ不可能であり、実効性ある避難を行うための体制を整備することもおよそ不可能である。

したがって、本件原発が稼働することにより、原告の存立維持権が侵害される具体的危険が生じるのである。

第4 結語

以上の被害はごく一部であるが、これら被害に照らせば、地震による原発事故が起きた場合、住民らは、家屋の倒壊や度重なる強い揺れのために屋内退避をすることもできず、避難経路の寸断のために避難することもできず、救助や支援物資・医療を受けられずに孤立し、放射性物質が漂う屋外で被ばくを強いられることになる。避難することもできないため、安定ヨウ素剤の配布も受けられず、安定ヨウ素剤を適時に服用することもできない。

つまり、原子力災害対策指針の定める、屋内退避、避難、安定ヨウ

ウ素剤の配布・服用のいずれも、地震による原発事故時において実行できない。

これは原子力災害対策指針が地震による原発事故を想定していないこと、及び、原告において実効性のある避難計画の策定及びこれを実行し得る体制の整備を行うことは、およそ不可能であることの証左である。

したがって、準備書面（４４）においても主張したとおり、深層防護の第５のレベルに欠けるところがあるといえ、本件原発の稼働により、原告の存立維持権が侵害される具体的危険が存在する（被告電源開発との関係）。

また、深層防護の第５のレベルに欠けるところがある以上、設置許可処分が無効及び新たな設置変更許可処分の差止めとの関係で、重大な違法が存在する（被告国との関係）。

以上